

婚姻届

令和 年 月 日届出

(あて先) 大阪市 区長

受 理 第				令和 年 月 日 号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知	

(1)	(フ リ ガ ナ) 氏 名	夫 に な る 人		妻 に な る 人		
		氏	名	氏	名	
		生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	丁目 番地 番 号		丁目 番地 番 号		
(3)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	丁目 番地 番		丁目 番地 番		
	父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父	続 き 柄	父	続 き 柄	
		母	男	母	女	
		養父	続 き 柄	養父	続 き 柄	
		養母	養 子	養母	養 女	
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	新本籍 (左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)				
		丁目 番地 番				
(5)	同居を始めた とき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)				
(6)	初婚・再婚の別	□初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)		□初婚 再婚 (□死別 □離別 年 月 日)		
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おな仕事と	夫 妻	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3.企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社会体の役員の世帯 (日々また は1年未満の契約の雇用者は5) 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
		夫 妻				
(8)	夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業		
そ 他						
届 出 人 署 名 (※押印は任意)		夫 (印)		妻 (印)		
事 件 簿 番 号		署名は旧姓で書いてください				

本届書中
字加入
字削除
字訂正

住所を定めた年月日
夫
昭和 平成 令和 年 月 日
妻
昭和 平成 令和 年 月 日

記入の必要はありません。

連 絡 先
(昼間連絡が取れるところ)

電話番号 ()

確 認	通 知
個力・免・パ	
不受理 □ 有 □ 無	

記 入 の 注 意

○ 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	(印)
	生 年 月 日 年 月 日 年 月 日
住 所	丁目 丁目
	番地 番地 番 号 号
本 籍	丁目 番地 番 番
	丁目 番地 番 番

◎ 証人には、成年の方であればどなたでも
なることができます。

- ・「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- ・外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
 - 1 台湾
 - 2 パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

- ・ □には、あてはまるものに☑のようにしるしを必ずつけてください。
(例 (夫の氏の場合) ☑ 夫の氏 (妻の氏の場合) □ 夫の氏
□ 妻の氏 ☑ 妻の氏)
- ・ 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。

- ・ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

ご持参いただくもの

○ 外国籍の方は、事前に届出をする予定の区役所に対して必要書類をお問合せください。

届 出 地

夫になる人もしくは妻になる人の本籍地、又は所在地のいずれかの役所に出してください。
この届は、土・日曜日や祝日でも届け出ることができます。ご不明な点があれば、事前にご相談ください。

《届出人の本人確認について》
虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。なお、本人確認資料をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

確 認	通 知
個力・免・パ	
不受理 □ 有 □ 無	

令和 年 月 日
午前・午後 時 分受領

使 者	氏名		
	住所		
	確 認	個力・免・パ	

通 知	年 月 日
-----	-------

確 認	通 知